

地域子育て支援事業（オンライン）利用規約

第1条（適用）

本利用規約は、吹田市が提供する地域子育て支援事業のオンライン実施（以下「本事業」という。）における利用条件について定められています。本事業の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

- 2 本市が本市ウェブサービス上で掲載する本事業利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本事業の説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

「本市」とは、吹田市を意味します。

- 2 「本市ウェブサービス」とは、そのドメインが「.city.suita.osaka.jp/」である、本市が運営するウェブサービス（理由の如何を問わず、本市のウェブサービスのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサービスを含みます。）を意味します。
- 3 「参加希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人を意味します。
- 4 「参加申請者」とは、第4条第1項に基づいて申請を行った参加希望者を意味します。
- 5 「参加者」とは、本サービスの利用申込が許可された参加申請者を意味します。
- 6 「参加者等」とは、参加希望者、参加申請者及び参加者を意味します。
- 7 「本事業」とは、本市が提供する地域子育て支援事業のオンライン実施という名称の事業（理由の如何を問わず事業の名称または内容が変更された場合は、当該変更後の事業を含みます。）を意味します。

第3条（本事業参加者の設備等）

本事業の参加者等は、本事業を利用するために必要な全ての機器及びソフトウェア（端末及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は本事業の参加者等が自己の責任で行うものとします。

- 2 本事業を利用するために必要な通信費用その他本事業の利用に係る一切の費用は参加者等の負担とします。
- 3 本事業の利用にあたっては、参加者等が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合等に本事業を利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（申請）

参加希望者は、本規約を遵守することに同意し、かつ本市の定める一定の情報（以下「申請事項」といいます。）を本市の定める方法で本市に提供することにより、本市に対し、本サービスの利用を申請することができます。

- 2 本市は、本市の基準に従って、参加申請者の参加の可否を判断し、本市が参加を認める場合にはその旨を参加申請者に通知します。
- 3 本市は、参加申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、参加を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 本市に提供した申請事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして本市が判断した場合
 - (4) 過去本市との契約に違反した者またはその関係者であると本市が判断した場合
 - (5) その他、登録を適当でないと本市が判断した場合

第5条（申請事項の変更）

参加申請者及び参加者は、本事業の利用までに申請事項に変更があった場合、本市の定める方法により当該変更事項を遅滞なく本市に通知するものとします。

第6条（パスワード等の管理）

参加者は、自己の責任において、本事業に関するパスワード等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

- 2 パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は参加者が負うものとします。
- 3 参加者がパスワード等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にWEB会議サービスの不正利用、又はWEB会議サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに本市の事業を行う所属長にその旨を連絡するとともに、所属長から指示ある場合は、これに従うものとします。

第7条（禁止事項）

参加者等は、本事業の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると本市が判断する行為をしてはなりません。これらに違反した場合は、参加者等をオンライン事業等から強制退去とすること及び以後の参加を断ることがあります。

なお、参加者等の違反行為による損害の責任は、その一切を参加者等が負うものとします。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 本市、本事業の他の参加者等またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 本市、本事業の他の参加者等またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本事業を通じ、以下に該当し、または該当すると本市が判断する情報を本市または本事業の他の参加者等に送信すること
 - ・過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ・コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ・本市、本事業の他の参加者等またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - ・過度にわいせつな表現を含む情報
 - ・差別を助長する表現を含む情報
 - ・自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ・薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ・反社会的な表現を含む情報
 - ・チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ・他人に不快感を与える表現を含む情報
- (6) 本事業のネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (7) 本市が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- (8) 本事業の運営を妨害するおそれのある行為
- (9) 本市のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
- (10) 第三者に成りすます行為
- (11) 本事業の他の参加者等のパスワード等を利用する行為
- (12) 本市が事前に許諾しない本事業上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (13) 本市、本事業の他の参加者等またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (14) 反社会的勢力等への利益供与
- (15) 前各号の行為を試みること
- (16) その他、本市が不適切と判断する行為

第8条（秘密保持）

参加者は、本事業に関連して本市が参加者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとしします。

第9条（連絡／通知）

- 1 本事業に関する問い合わせ、その他参加者等から本市に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知、その他本市から参加者等に対する連絡または通知は、本市の定める方法で行うものとしします。
- 2 本市が申請事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、参加者等は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第10条（本事業に関する知的財産権等）

本市が提供する本事業に関する一切の著作権及び著作者人格権、商標権その他の知的財産権並びにノウハウその他の知的財産に係る権利は、全て本市又は正当な権利者に帰属し、本事業の利用は、本規約で別途定める場合を除き、参加者等に対するこれらの知的財産に係る権利の移転又は使用权の設定若しくは許諾を意味するものではありません。

第11条（保証の否認及び免責事項）

本市は、本事業に事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。

- 2 本市は、本事業に起因して参加者等に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、本市が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。
- 3 本市は、本事業に関して、参加者等と他の参加者等又は第三者との間において生じた連絡又は紛争等について一切の責任を負いません。

第12条（利用規約の変更）

本市は、必要と判断した場合には、あらかじめ参加者等に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとしします。変更後の本規約は、本市が本市ウェブサイトへの掲示その他本市が適当と判断した方法によりその内容を公表した時点で、そ

の効力を生じるものとします。なお、本規約の変更後、本事業を利用した場合には、当該参加者は、当該利用の時点で、変更後の規約に同意したものとみなします。

第 13 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 14 条（個人情報の取扱い）

本市は、本事業の利用によって取得する個人情報及びプライバシー情報については、別途定める本事業の「プライバシーポリシー」に従い適切に取扱うものとします。

第 15 条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約及び本事業の利用に関連する全ての事項の準拠法は、日本法とします。
- 2 本事業に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。